(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長	備考
大洲市北只一七八番三から同市東大洲一七〇九番一まで	前	B　九・二〇～六二・五二メートル	五・八〇〇キロメートル	上記A及びBは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。
	後	B　九・二〇～六二・五二 A　二〇・二〇～九八・〇〇	五・八〇〇 五・八六〇〇	

(四)　図面縦覧場所　四国地方整備局及び同局大洲河川国道事務所

○**四国地方整備局告示第三十四号**

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

平成二十九年三月三十一日

路線名　供用開始の区間　四国地方整備局長　名波　義昭

図面縦覧場所　四国地方整備局及び同局大洲河川国道事務所

○**九州地方整備局告示第九十四号**

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十九年三月三十一日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十九年三月三十一日　九州地方整備局長　小平田浩司

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　三号及び二百十九号

(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長	備考
熊本県八代郡氷川町椛字小柳六番三から同町椛字桑原三七七番まで	前　A	一〇・九八～一八・一八メートル	○・二〇五キロメートル	上記A及びBは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。
	後　B	一〇・五九～一五・三五	○・二一〇	
	後　A	一〇・九八～一八・一八	○・二〇五	

(四)　図面縦覧場所　九州地方整備局及び同局熊本河川国道事務所

○**九州地方整備局告示第九十五号**

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十九年三月三十一日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十九年三月三十一日　九州地方整備局長　小平田浩司

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
三号及び二百十九号	熊本県八代郡氷川町椛字小柳二二番一から同町椛字桑原三七六番五まで	九州地方整備局及び同局熊本河川国道事務所

○**九州地方整備局告示第九十六号**

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十九年三月三十一日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十九年三月三十一日　九州地方整備局長　小平田浩司

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
二百八号	柳川市大和町鷹ノ尾字西小袋六六〇番六から同市大和町塩塚字深町一三〇七番三まで（ただし、関係図面に表示する部分のみ。）	九州地方整備局及び同局福岡国道事務所
二百十号	久留米市山川安居野三丁目一六一六番二から同市山川市ノ上町一六二五番一まで	〃

供用開始の期日　平成二十九年三月三十一日

○**北海道開発局告示第七十八号**

平成二十九年四月一日付けで、次のように道路の区域を変更するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十九年三月三十一日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十九年三月三十一日　北海道開発局長　今　日出人

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　三十八号

(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長	備考
赤平市本町一丁目二番一から同市茂尻中央町北一丁目三番一まで	前　A	一七・四〇～一七・三〇メートル	四七・二八キロメートル	上記A・B及びCは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。
	前　C	一四・五〇～一七・〇〇	三・六九五 三・八四三	
	後　B	一七・三〇～一四・五〇	○・九七三 三・八四三	

(四)　図面縦覧場所　北海道開発局及び同局札幌開発建設部

○**北海道開発局告示第七十九号**

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十九年三月三十一日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十九年三月三十一日　北海道開発局長　今　日出人

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　二百二十九号及び二百七十六号

(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長	備考
北海道島牧郡島牧村字原歌町七九番一から同村字原歌町一五番一まで	前	二二・〇七～二一・九〇メートル	四二・五四キロメートル	
	後	二一・九〇～二二・四九	○・一二四	

(四)　図面縦覧場所　北海道開発局及び同局小樽開発建設部

○**北海道開発局告示第八十号**

平成二十九年四月一日付けで、次のように道路の区域を変更するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十九年三月三十一日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十九年三月三十一日　北海道開発局長　今　日出人

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　二百三十号